令和5年度第2回智頭町農業委員会総会議事録

- 1. 開催日時 令和5年5月10日(水) 午後2時00分
- 2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室
- 3. 出席委員(11人)

会 長 1番 小 林 功 会長職務代理者 14番 小宮山 晃 次 委 員 2番 草 刈 章 博 4番 竹 下 るみ子 6番 春 摘 要 7番 長 石 憲太郎 8番 國 岡 美保子 9番 寺 坂 富 雄 10番 植 木 克 茂 11番 前 川 義 憲 13番 國 岡 智 志

- 4. 欠席委員 (3人) 3番 池 本 英 夫 5番 葉 狩 健 一 12番 細 山 周 一
- 5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(2人) 農地利用最適化推進委員 15番 谷 ロ 真 一 17番 西 沖 和 己
- 6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の決定
 - 第2 報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について
 - 第3 議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出に対す る意見について
 - 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 非農地等現況証明願の決定について
 - 議案第4号 地籍調査に伴う農地の地目認定について
 - 議案題5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
 - 議案第6号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)について
- 7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書 記 井上 亮

8. 会議の概要

開会

(開 会 午後2時00分)

事務局長

ただ今から、令和5年度第2回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し11名の出席ですので、総会は成立しております。

開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。

会 長

(開会挨拶)

事務局長

ありがとうございました。

それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林 会長に議事進行をお願いします。

議長(会長)

それでは、本日の議事に入ります。

日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。

智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員で すが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(会長)

異議なしということですので、それでは、9番 寺坂富雄委員、10番 植木克茂委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項による通知書について」を議題とします。

農地法第18条第6項の規定による通知書を、下記のとおり受理したので報告するものです。

それでは、事務局に報告させます。

事務局書記

それでは議案書の1ページをご覧下さい。

農地法第18条第6項の規定による通知書、いわゆる合意解約について1件提出がありました。

(議案書に基づいて届出書の内容を説明)

以上です。

議長(会長)

報告が終わりました。

次に、日程第3 議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出に対する意見について」を議題とします。

農地法第5条第1項の規定による許可指令の取消申出があったので意見を求めるものです。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局書記

議案書の2ページをご覧下さい。

土地の所在が大字智頭字飛田河原一1122番1。地目が田。面積1,173 ㎡。 こちら、平成3年に5条転用の許可を取っておりましたが、転用事業者で ある賃借人は法人格を失っておりまして、現在農地として耕作利用している ということで、5条の取消を求めているものです。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。

10番

4月28日に現地を確認いたしました。土建資機材置き場としては使用されておりませんでして、●●●●さんが農地として耕作していることを確認いたしました。

以上でございます。

議長(会長)

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第3 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。

それでは番号1について、事務局の説明を求めます。

事務局書記

議案書の3ページをご覧下さい。番号1番です。

農地が3筆あります。所在が大字芦津字釣懸下 1244番、地目は畑、面積 524 ㎡。二筆目が同じく字岩バナ 1234番、地目は田、面積 1,704 ㎡。三筆目 が同じく字岩バナ 1243番1、地目は田、面積 165 ㎡。 3 筆の合計が 2,393 ㎡です。

権利種別は3条の無償移転、譲渡です。

譲渡人は鳥取市河原町鮎ヶ丘 1007 番地の●●●●さん。譲受人は大字芦津 297 番地の●●●●さんです。

申請事由としましては、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんの経営廃止、 $\bullet \bullet \bullet \bullet \bullet$ さんの新規経営となっております。

農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作 業従事要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事 務局で確認いたしました。

場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。ページ真ん中あたり にある芦津簡易郵便局を中心にした形の、点在する3筆になります。

2ページ、3ページにその公図。4ページから6ページがそれぞれの現況 写真となっております。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員が現地の事前調査を しておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。

14番

調査の結果を報告いたします。

4月28日に●●●●さん、●●●●さんにお会いして、話を伺いました。

- ●●●●さんは芦津に住んでおられましたけれど、河原の方に転居されまして、●●●●さんの家が空き家になりまして、これを●●●●さんが購入されたと。
- ●●●●さんは3年前に、智頭町の方に地域おこし協力隊としてやって来られて、この2月に任期が終わったということです。
- ●●●●さんは3年前から芦津の方に農地を借りて耕作をやっておりました。家を売買された関係上、山林、田畑も無償で譲渡されるという話になったようでございます。
- ●●●●さんは意欲的に耕作しておられますんで、3条の規定に照らし合わせましても、特に問題ないものと判断いたしました。

議長(会長)

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの 説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

以上です。

それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案に賛成の方は 挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。

非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

事務局書記

議案書の4ページをご覧ください。

番号1です。農地の所在が大字芦津字山根358番、地目は畑、面積142 ㎡です。所有者は鳥取市河原町鮎ヶ丘1007番地の●●●●さんです。

非農地の事由としましては「30年ぐらい耕作しておらず、現在に至る」 となっております。

場所につきましては、申請位置図の7ページをご覧下さい。 8ページに公図、9ページに現況の写真を付けております。 以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の事前調査を お願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番

調査結果を報告いたします。

4月29日に現地を確認してまいりました。9ページの現況写真がありますけれど、このように山林化しております。申請のとおり間違いないものと判断いたしました。

以上です。

議長(会長)

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員举手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第3号番号1は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局書記

同じく4ページ、番号2についてです。

農地の所在が大字坂原字宮ノ下 188番1、地目が畑、面積47㎡です。

所有者は大字坂原 184 番地の●●●●さんです。

非農地の事由としましては、「昭和60年頃、道が整備され、畑が分断された為に耕作が出来なくなり、現在に至る」となっております。

場所につきましては、申請位置図の10ページをご覧下さい。

11ページにその公図、12ページに現況の写真を付けております。 以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、13番 國岡智志委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

13番

調査結果を報告します。

4月26日、申請者の●●●●さん立ち会いのもとに現地を確認しました。現況写真の下の写真に見える建物が私の家の母屋でして、その真裏がこの申請農地です。昭和60年頃道が整備されたとなっておりますが、私が子供の頃からもうほぼ道のようなものになっておりまして、上の写真に見える軽トラから斜めに向かってが道になっております。草があって見にくい状態ですけれども。

申請地の隣りに宅地がありまして、小さな小屋を建てられてその前に何か 芋茎を植えられていた記憶がありますが、おじいさん、おばあさん、そして お父さんも亡くなられておりまして、子供の頃の記憶ではもうその頃から非 農地であることを確認しておりますので、ご報告いたします。

議長(会長)

これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第3号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手する者あり)

議長(会長)

賛成ですので、議案第3号番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第4号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」 を議題とします。

地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。

事務局書記

議案書の5ページをご覧下さい。

これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。

番号1です。6ページから30ページまでの244筆、全て大字八河谷の分でございます。農地変更調書の左側、地籍調査前の地目がすべて田んぼ、畑。右側の変更後が原野、宅地、山林といった地目に変更するものとなっております。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の事前調査を お願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

14番

244 筆ものものでしたけれど、農地ナビでの確認と、これまでの利用状況調査の結果、それから一部現地確認いたしました。全て地籍調査のとおりであると確認いたしました。

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。

議案第4号番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第4号番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。

次に、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局書記

番号2です。大字大屋の59筆とありあますが、29筆の間違いです。訂正してお詫びいたします。失礼しました。

詳細は31ページから33ページとなります。こちらも田、畑から原野等に地目を変更するものです。

以上です。

議長(会長)

ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

7 番

29筆の内、確認が取れていない18筆を、4月12日に推進委員の寺坂 さんと現場確認したところ、地籍調査どおり農地でないことを確認しました

以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。

議案第4号番号2について、全て「農地以外の土地」と意見を付すること に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長(会長)

全員賛成ですので、議案第4号番号2は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。

次に、日程第3議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。

議案第5号につきましては、番号8と番号9までが8番 國岡美保子委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。

(國岡美保子委員退席 午後2時28分)

議長(会長)

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局書記

議案書の34ページをご覧下さい。

4月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。 利用権設定面積ですが、田が9,566 ㎡、畑が1,833 ㎡の、合計11,399 ㎡です。

利用権を設定する者が6名、受ける者が6名となっております。

期間につきましては、3年から5年未満のものが6,079 ㎡、5年から10年未満のものが3,018 ㎡、10年以上のものが2,302㎡となっております。それでは35、36ページで詳細について説明いたします。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明) 以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

よろしいですか。

それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに を とに 対成の 方は 挙手を お願いします。

議長(会長)

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。

國岡美保子委員の復席を認めます。

(國岡美保子委員復席 午後2時30分)

議長(会長)

次に、日程第3議案第6号「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題とします。

令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画の点検・評価(案)を別冊のとおり作成したので決議を求めるものです。

それでは、事務局に説明を求めます。

事務局書記

本日、お手元に配布の「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」をご覧ください。両面刷りの3枚ものとなります。

毎年、事前配布して説明させていただいた後、翌月の総会で議案上程させていただいておりました。国の方からの様式が示されるのがちょっと遅くなっている中、国が示しているスケジュール的には、5月に議決し公表する必要があるというものになっておりまして、今回事前配布が出来ずに申し訳ありませんでした。

2ページ以降の、「①現状及び課題」と「②目標」は4年度の目標が入っており、「③実績」は4年度の実績を入れております。 以上です。

議長(会長)

説明が終わりました。

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言の ある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長(会長)

ないようですので、それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願

いします。

議長(会長)

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。

それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業 委員会第2回総会を閉会いたします。

閉会

(閉 会 午後2時34分)

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年5月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 寺 坂 富 雄

智頭町農業委員会委員 植木 克茂